

苫小牧工業高等専門学校図書館文献複写料金 徴収猶予の取扱要領

制 定 平成3年5月1日

1 目的

この要領は、苫小牧工業高等専門学校図書館文献複写規程第4条に基づき、公私立大学等の図書館から文献複写を受託した場合の料金の徴収猶予の取扱について必要な事項を定め、図書館間の文献資料の相互利用の促進に資することを目的とする。

2 文献複写料金の徴収猶予の対象とする機関

- 一 公私立の大学図書館及び短期大学図書館並びに学校図書館法第2条に規定する学校図書館
- 二 図書館法第2条第1項に規定する図書館

3 文献複写料金の徴収猶予の許可

文献複写料金の徴収猶予の許可は、前記2の機関の長の申請に基づき、校長が許可するものとする。

許可に際して、次の条件を付与し、この条件に違反した機関については、その後の許可を行わない。

- 一 料金の支払い及び支払い期限を厳守すること。
- 二 料金は、複写物の引渡し（郵便の場合には発送。以下同じ）を行った日の属する月の翌月の末日（引渡しが3月に行われたものについては翌月の20日）までに支払うこと。
- 三 申請機関を設立している地方公共団体および私立学校法第3条に規定する学校法人又は民法第34条の規定により設立された法人は、料金の未納及び支払の遅滞に対して責任を負うこと。
- 四 文献複写料金については、苫小牧工業高等専門学校図書館文献複写規程による。

4 文献複写料金の徴収猶予期間

文献複写料金の徴収猶予期間は、複写物の引渡しを行った日から当該日の属する月の翌月の10日（引渡しが3月に行われたものについては年度末日）までとする。

5 債権発生手続

複写依頼を受け付けた場合、速やかに債権発生の手続きを行う。

6 文献複写料金の納入の告知

文献複写料金の納入告知は、徴収猶予の許可の対象となった機関ごとに一月分を整理し、翌月の10日（3月については年度末日）までに行う。

附 則

この要領は、平成3年5月1日から実施する。